

6 次産業化等動画作成及び情報発信業務 公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

本要項は、「6 次産業化等動画作成及び情報発信業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 6 次産業化等動画作成及び情報発信業務
- (2) 業務内容 「6 次産業化等動画作成及び情報発信業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 1 9 日（木）まで
- (4) 業務場所 久留米市

3. 予算額

見積金額の上限は、2, 2 7 2, 7 2 8 円（消費税及び地方消費税相当額を含まない）とする。

4. 実施形式 公募型

5. スケジュール

実施内容	実施期間または期日
募集要項の交付	令和 7 年 7 月 9 日（水） 公募開始
質問書の提出期限	令和 7 年 7 月 1 7 日（木） 質問書受付締切
質問書に対する回答	令和 7 年 7 月 2 3 日（水） 質問書に対する回答
参加申込書等の提出締切	令和 7 年 7 月 2 5 日（金）
資格審査の結果通知	令和 7 年 8 月 8 日（金）【予定】
企画提案書等の提出締切	令和 7 年 8 月 1 2 日（火）
プレゼンテーション	令和 7 年 8 月 2 1 日（木）
候補者選定の審議	令和 7 年 8 月 2 1 日（木）【予定】 審査結果通知書の送付
審査結果通知の送付	令和 7 年 8 月 2 8 日（木）頃
契約締結	令和 7 年 8 月 2 8 日（木）以降

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。なお、共同事業体（対象業務を共同して行うことを目的とした複数の民間企業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加する場合は、その構成員の全てが以下の全ての要件に該当することを要する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 に該当しない者であること。
- (2) 久留米市から指名停止措置を受けてないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・ 久留米市内 県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）
 - ・ 久留米市以外の福岡県内 県税

- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

7. 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式第4号）を電子メールに添付して、「17. 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(2) 期限

令和7年7月17日（木） 午後5時15分まで（必着）

(3) 回答方法

令和7年7月23日（水）に、期間中に受け付けた質問への回答を市ホームページにて公開する。

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。ただし、久留米市競争入札参加資格有資格名簿の登録者の場合、ウ、エ、オ、カの提出は不要とする。なお、ウ、エは参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。

- ア 参加申込書（様式第1号） 1部
- イ 会社概要資料（任意様式。パンフレット等でも可） 2部
- ウ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書） 1部
- エ 納税（滞納なし）証明書（下記参照） 1部
- オ 役員等調書及び照会承諾書（様式第2号） 1部
- カ 委任状（様式第3号） 1部（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）

【共同事業体の場合】

代表者分：ア

構成員全員分：イ～カ

- キ 共同事業体結成予定書（様式第6号） 1部

[納税等証明書]

申請者区分に従って法人・個人別に○または△がついている証明を提出。

入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

申請者区分			税区分		証明書 発行所	法人	個人
市外 (県外)	市外 (県内)	市内・ 準市内		税目			
○	○	○	国税等	法人税、所得 税、消費税及 び地方消費税	所轄 税務署	国税に未納が ない証明 (納税証明書その3の 3)	国税に未納が ない証明 (納税証明書その3の 2)
—	○	○	福岡県税	法人事業税、 個人事業税	福岡県税 事務所	福岡県税に 未納がない証 明	福岡県税に 未納がない証 明
—	—	○	久留米市 税	法人市民税、 市県民税、 固定資産税、 軽自動車税	久留米市	久留米市税に 滞納がない証 明	久留米市税及 び国民健康保 険料に滞納が ない証明
—	—	△	久留米市 国民健康 保険	国民健康保険	久留米市	不要	

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：市内・個人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明を提出)

(例3：市外かつ県内の営業所で申請する法人の場合、「国税等」「福岡県税」の証明を提出)

(例4：県外の営業所で申請する法人の場合、「国税等」の証明を提出)

(2) 提出期間及び時間

令和7年7月9日(水)から令和7年7月25日(金)(土日祝日を除く。)までの午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「17. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

9. 企画提案書作成方法

(1) 様式等の形式

ア 表紙 「6次産業化等動画作成及び情報発信業務 企画提案書」と記載。

イ 様式 A4版縦型・長辺綴じ

ウ 文字 フォントサイズ11ポイント・横書き

エ 制限枚数 表紙を除き、15ページ以内とする。

(2) 構成とポイント

ア 提案書は、下表に示す構成とすること。

イ 提案のポイントに留意し、文章で簡潔に記載すること。

ウ 文章を補完するためにイメージ図又は図面等を使用して差し支えない。ただし、制限枚数の範囲に収めること。

エ 動画のイメージを伝える資料（絵コンテ等）についてのみ、企画提案書とは別に資料として添付することができる。ただし、企画提案書には別紙の旨、記載すること。

オ 企画提案書については、必ず次の各項目の番号を明記し、ページ番号を付けること。

カ 正本には、提案者の商号又は名称を記載し、「参加申込書」に使用した印鑑を押印すること。

キ 副本には、押印せず、表紙及び本文中に提案者名やそれを類推できる表現を記載しないこと。

ク 作成した企画提案書（副本）及びエの資料のデータを DVD-R 等の記録媒体に保存し、合わせて提出すること。

評価項目	評価内容	記載事項	配点 (評価値× 配点係数)
1. 本業務の実施方針	・ 6 次産業化等に関する状況、課題等を的確に理解し、本業務の目的を達成するために、実施方針等を適切に定められているか。 ・ 本業務で設定するターゲットの傾向等を適切に分析し、分析を基にした実施方針等となっているか。	・ 6 次産業化事業の状況、課題等 ・ 課題や分析等を踏まえた本業務の実施方針	10 点
2. 実施体制・スケジュール	・ 本業務を確実に実施できる業務体制となっているか。 ・ 本業務を確実に実施でき、かつ無理のないスケジュールとなっているか。	・ 責任者、管理者等を明確に示した業務体制（図） ・ 業務内容、実施時期等を明確に示したスケジュール（表）	5 点
3. 動画等の提案	・ 設定するターゲットが視聴したときに興味を引く動画等となっているか。 ・ 設定するターゲットが視聴したときに買いたいと思える動画等となっているか。 ・ 本市の農業都市としての魅力を感じられる動画等となっているか。	・ 作成する動画のイメージが分かる絵コンテ等（プレゼンテーション時にイメージ動画などを示しても良い） ・ 出演者等の想定がある場合は、その出演者等	30 点
4. 情報発信の提案	・ 設定するターゲットの目に多く触れるような情報発信の方法となっているか。 ・ 動画を視聴し、興味を持った人が、サイト等に容易にアクセスできるよう誘導できるか。	・ 情報発信の媒体の種類、広告の種類（リスティング広告、アフィリエイト広告など）、時期・時間帯、対象地域、対象者等及びそれらを選択した根拠	25 点

	・重要業績評価指標（KPI）が、本市にとって有益、かつ実現可能なものが設定されているか。	・広告の課金の種類と金額 ・リンクの方法 ・設定した KPI	
5. 追加提案	・仕様書以外の内容で、本市にとって有益な追加提案であるか。	・追加提案の内容	15点
6. 事業実績	・過去の同種の実績等からみて、確実に委託業務を遂行できる能力を有しているか。 ・過去の同種の実績において、大きな効果を得られたか。	・事業実績（令和2年度以降実施のものに限る）の時期、発注者（人口規模含む）、金額、内容等（公表できる範囲で可） ・事業実績における効果（作成した動画の視聴回数など）	10点
価格提案 （※企画提案書には記載を要しない）	配点×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格）	—	5点
合 計			100点

(3) 提出書類

- ①企画提案書 8部（正1部、副7部）
- ②企画提案書等データ記録媒体（DVD-R等） 1部
- ③価格提案書（様式第5号） 1部

(4) 提出期限

令和7年8月12日（火）までに持参または郵送により提出すること。

10. 審査方法

企画提案書等については、プレゼンテーションの実施後に、本プロポーザル審査委員会が審査する。

(1) プレゼンテーション実施日

令和7年8月21日（木）

(2) 実施場所・時間

企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

(3) 提案時間 15分

(4) 質疑応答 10分

(5) 参加人数 3人以内

(6) 議事録の提出

契約候補者として選定された事業者は、プレゼンテーション時の質疑応答での質問と回答を記録した議事録を提出すること。（提出方法、提出期限等は別途通知する。）

(7) 留意事項

プレゼンテーションでは、企画提案書により提案内容を説明すること。説明にあたって、パソコンの画面等をスクリーンに投影する方法で提案説明を行うことも可能とする。その場合

は、久留米市が準備したプロジェクター及びスクリーンを利用すること。パソコンは提案者が用意すること。その他、詳細な注意事項は別途通知する。

1 1. 候補者の選考方法

委託料の総額の範囲内で、6割以上の評価を得た者のうち、合計点が最も高い提案者を候補者として選定する。ただし、最高点の者が複数の場合は、次の順で選定するものとする。

① 企画提案の合計点が最も高い提案者

② 事業実績の点数が最も高い提案者

※①、②の点数も同一の場合は、くじ引きにより選定を行う。

1 2. 審査結果

(1) 通知方法 審査を行った全ての者に文書にて通知する。

(2) 通知時期 令和7年8月28日(木)【予定】

1 3. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合

ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 期限までに企画提案書の提出がなかった場合

カ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合

キ 価格提案書の金額が「3. 予算額」を超過した場合

1 4. 契約の締結

候補者を決定した後、企画提案書に記載された内容を反映しつつ、必要に応じて候補者と協議し当該業務の仕様書を作成し、その仕様書に基づいて見積書を徴取し、契約を締結する。

なお、契約締結過程において、候補者が失格事項に該当することが判明した場合など、契約が合意に至らなかった時は、次順位候補者と契約交渉を行う。

1 5. 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

1 6. その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）によ

り、「17. 問い合わせ先」に提出すること。

(2) 提出書類

ア 提案書の提出は、1社につき1案とする。

イ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。

ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

エ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

17. 問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

久留米市農政部農業の魅力促進課（担当：井手・吉武）

電話 0942-30-9165 FAX 0942-30-9717

電子メールアドレス noumi@city.kurume.lg.jp